境界をなくし世界中でつながり合う便利なツールとなったインターネットは、コミュニティ交流手段としてのＳＮＳやインターネットを通じてショッピングをする商取引など、デジタル化の進展に伴いますますの進化を遂げ、今では私たちの暮らしを支え便利なものとなっております。その一方で、近年は広告表示とかけ離れた想定外の高額料金請求や、閲覧中にウイルス感染したかのようにみせかけるサポート詐欺、スキマ時間に気軽に稼げるとうたう副業サイトなど、これらのインターネットによる消費者トラブルが高齢者や若い世代を問わず年々増加しております。

また、令和６年能登半島地震発生から１年経過しましたが、修理工事の高額請求、被災地域の家に対する点検商法や保険申請サポートの勧誘など、生活再建に関するトラブルの相談が多く寄せられている中で、今後も起こることが予想されます。

それらのトラブルに対して日頃から平時から非常時までの知識を備えていることが重要となります。そのためにも、知識を学ぶ場、正しい情報の周知が必要とされております。

国においては、このような消費者問題に対し地域における取組が重要であるとの方針のもと消費者行政活性化基金の創設、更に消費者行政強化（推進）事業交付金制度が実施され、これらの活用により各自治体における消費生活相談組織・対応能力の強化が図られてきたところです。

本組合におきましても、圏内での様々な消費者問題に対して地域における取組みの重要性を考慮し、平成２２年４月から奥能登２市２町の相談窓口として専門相談員を配置した『奥能登消費生活相談室』を能登空港ターミナルビル４階に設置し、平成２９年４月からはその名称を『奥能登広域消費生活センター』と改定し、相談・あっせん業務体制の更なる充実強化を図ってまいりました。

今後は、正しい知識を備えることによって、一旦立ち止まり自ら正しい判断ができることや、もしもの時に、真っ先に相談に行く場所が明確となり悩まないですむように、若年層の消費者トラブルや見守りなどの消費者教育に理解を深めるセミナーをはじめ、相談員や行政職員による出前講座を開催し、年齢を問わず消費者として生きる力や正しい知識を育むための消費者教育の充実に取り組み、啓発及び消費者トラブル未然防止に努める所存です。

そして消費者ホットライン電話番号『１８８（いやや)』の利用を呼びかけ、安全・安心な社会環境づくりに寄与いたしたいと存じます。交付金等の活用期間経過後もこれらを活用した体制を維持又は更に強化する所存です。

皆様方におかれましては、『奥能登広域消費生活センター』を地域の身近な相談窓口としてご利用いただきますようお願い申し上げます。

令和７年２月２８日

奥能登広域圏事務組合
組合長　坂　口　　茂